

た力によってのみ可能であると考えています。私たちは自らが労働者であることの誇りをもって人類進歩の理想に生きること明らかにしました。

九 教師は生活権を守る

私たちはこれまで、清貧にあまんずる教育者の名のもとに、最低の生活を守ることに努めてきたことをはばかってきましたが、正しい教育を行なうためには、生活が保障されていなくてはなりません。

労働に対する正当な報酬を要求することは、教師の権利であり、また義務であることをしめしました。

十 教師は団結する

教師の歴史的任務は、団結を通じてのみ達成することができま。教師の力は、組織と団結によって発揮され、組織と団結はたえず教師の活動に勇気と力をあたえていきます。私たちは自らが団結を強め行動するとともに、国民のための教育を一部の権力による支配から守るため、世界の教師、すべての働く人びとと協力しあうことが、私たちの倫理であることを明らかにしました。

◆ ILO ユネスコ・教員の地位に関する勧告

(一九六六・九・二一―一〇・五)
(ユネスコにおける特別政府間会議)

前文

教員の地位に関する特別政府間会議は、

教育をうける権利が基本的人権の一つであることを想起し、

世界人権宣言の第二十六条、児童の権利宣言の第五原則、第七原則および第十原則および諸国民間の平和、相互の尊重と理解の精神を青少年の間に普及することに關する国連宣言を達成するうえで、すべての者に適正な教育を与えることが国家の責任であることを自覚し、

不断の道徳的・文化的進歩および経済的社会的発展に本質的な寄与をなすものとして、役立てるすべての能力と知性を十分に活用するために、普通教育、技術教育および職業教育をより広範に普及させる必要を認め、

教育の進歩における教員の基本的な役割、ならびに人間の開発および現代社会の発展への彼らの貢献の重要性を認識し、

教員がこの役割にふさわしい地位を享受することを保障することに関心をもち、

異なった国々における教育のバターンおよび編成を決定する法令および慣習が非常に多岐にわたっている事を考慮し、

かつ、それぞれの国で教育職員に適用される措置が、とくに公務に関する規制が教員にも適用されるかどうかによって、非常に異なった種類のものが多く存在することを考慮に入れ、

これらの相違にもかかわらず教員の地位に関してすべての国々で同じような問題が起こっており、かつ、これらの問題が、今回の勧告の作成の目的であるところの、一連の共通基準および措置の適用を必要としていることを確信し、

教員に適用される現行国際諸条約、とくにILO総会で採択された結社の自由及び団結権保護条約(一九四八年)、団結権及び団体交渉権条約(一九四九年)、同一報酬条約(一九五一年)、差別待遇(雇用及び職業)条約(一九五八年)、および、ユネスコ総会で採択された教育の差別反対条約(一九六〇年)等の基本的人権に関する諸条項に注目し、

また、ユネスコおよび国際教育局が合同で招集した国際公教育会議で採択された初中等学校教員の養成と地位の諸側面に関する諸勧告、およびユネスコ総会で、一九六二年に採択された技術・職業教育に関する勧告にも注目し、教員とくに関連する諸問題に關した諸規定によって現行諸規程を補足し、また、教員不足の問題を解決したいと願ひ、

以下の勧告を採択した。

一 定義

一 本勧告の適用上、

(イ)「教員」(teacher)という語は、学校において生徒の教育に責任をもつすべての人びとをいう。

(ロ) 教員に関して用いられる地位(status)という表現は、教員の職務の重要性およびその職務遂行能力の評価の程度によって示される社会的地位または尊敬、ならびに他の職業集団と比較して教員に与えられる労働条件、報酬、その他の物質的給付等の双方を意味する。

二 範囲

二 本勧告は、公立・私立ともに中等教育終了段階までの学校、すなわち、技術教育、職業教育および芸術教育を行なうものを含めて、保育園・幼稚園・初等および中間または中等学校のすべての教員に適用される。

三 指導的諸原則

三 教育は、その最初の学年から、人権および基本的自由に対する深い尊敬をうえつることを目的とすると同時に、人間個性の全面的発達および共同社会の精神的、道徳的、社会的、文化的ならびに経済的な発展を目的とするものでなければならぬ。これらの諸価値の範囲の中で最も重要なものは、教育が平和のために貢献すること、およびすべての国民の間のこととして人種の、宗教的集団相互の間の理解と寛容と友情に対して貢献することである。

四 教育の進歩は、一般に教育職員資格と能力および個々の教員の人間の教育学的、技術的資質に大いにかかっていることが認識されなければならない。

五 教員の地位は、教育の目的、目標に照らして決められてくる教育の必要性にみあったものでなければならない。教育の目的、目標を完全に実現するうえで、教員の正当な地位および教育職に対する正当な社会的尊敬が、大きな重要性をもっていることが認識されなければならない。

六 教育の仕事は専門職とみなされるべきである。この職業は厳しい、継続的な研究を経て獲得され、維持される専門的知識および特別な技術を教員に要求する公的業務の一種である。また、責任をもたれた生徒の教育および福祉に対して、個人的および共同の責任感を要求するものである。

七 教員の養成および雇用のすべての面にわたって、人種、皮膚の色、性別、宗教、政治的見解、国籍または門地もしくは経済的条件にもとづく一切の差別が行なわれなければならない。

八 教員の労働条件は、教員が効果的な学習を最もよく促進し、その職業的任務に専念することができるものでなければならない。

九 教員団体は、教育の進歩に大いに寄与しうるものであり、したがって教育政策の決定に関与すべき勢力として認められなければならない。

四 教育目的と教育政策（略）

五 教職への準備（略）

六 教員の継続教育

三十一 当局と教員は、教育の質と内容および教授技術を系統的に向上させていくことを企図する現職教育の重要性を認識しなければならない。

三十二 当局は、教員団体と協議して、すべての教員が無料で利用できる広範な現職教育の制度の樹立を促進しなければならない。この種の制度は、多岐にわたる手段を準備し、かつ、教員養成機関、科学・文化機関および教員団体がそれぞれ参加するものでなければならない。一時教職から離れて再び教職に戻る教員のためとくに再訓練課程を設けなければならない。

三十三 (1) 教員がその資格を向上させ職務の範囲を変更または拡大し、あるいは、昇進を希望し、かつ、担当教科や教育分野の内容および方法について最も新しいものを常に身につけるために、講習または他の適当な便宜が考慮されるべきである。

(2) 教員が、その一般教育や職業資格を向上するための書物、その他の資料を利用できるようにする諸手段が講じられなければならない。

三十四 教員には継続教育の課程や便宜に参加するための機会および刺激が与えられ、また教員はこれらを十分に活用すべきである。

三十五 学校当局は、教科および教授法に関する研究成果をとり入れられるようにするため、あらゆる努力を払わなければならない。

三十六 当局は、教員が、継続教育を目的として、集団であれ、個人であれ、自国内および国外を旅行するのを奨励すべきであり、できる限り、援助を与えなければならない。

三十七 国際的または地域的な規模での財政的技術的協力によって、教員の養成および継続教育のためにとられる措置が発展され補足されるべきことが望ましい。

七 雇用とキャリア

◆教職への参加

三十八 教員団体との協力により、採用に関する政策を適切な次元で明確に定め、かつ教員の義務と権利を定める規則を制定しなければならない。

三十九 教職への就職に関する試用期間は、新しい教職参加者への励ましとたよりになる手ほだきのための、そして教員自身の実際の教授能力を向上させることとならんで適切な専門的水準を確立し、保持するための機会として教員およびその使用者の両者によって認識されなければならない。通常の試用期間は、あらかじめ知られるべきであり、それを満足に修了するための条件は、厳密に職業的能力に関連づけられなければならない。もしその教員の試用期間を満足に修了しえなかったときは、教員はその理由を知らされなければならない、かつこれに対して意見を述べる権利をもたなければならない。

◆昇進と昇格

四十 教員は、必要な資格を有することを条件として、教育の仕事の範囲内で、ある種の学校または、ある段階の学校から、他の種の学校または他の段階の学校に異動でなければならない。

四十一 教育事業の組織と構造は、個々の学校のそれを含めて、個々の教員が付加的な責任を果たすことの自覚、および果たすための十分な機会を、これらの責任が教員の質または規則性に不利にならないという条件のもとに、与えなければならない。

四十二 学校が、十分に大きければ、さまざまな教員が各種の責任を果たすことから、生徒も利益を得、教員も機会を与えられるという利点に考慮が払われなければならない。

四十三 督学官および教育行政官、教育管理者あるいはその他、特別責任をもつ職など教育に責任をもつ職はできる限り広く経験豊かな教員に与えられなければならない。

四十四 昇格は、教員団体との協議により定められた、厳密に専門職上の基準に照らし、新しいポストに対する教員の資格の客観的な評価にもとづいて行なわれなければならない。

◆身分保障

四十五 教職における雇用の安定と身分保障は、教員の利益にとって不可欠であることはいくまでもなく、教育の利益のためにも不可欠なものであり、たとえ学校制度、または、学校内の組織に変更がある場合でも、あくまでも保護されるべきである。

四十六 教員は、その専門職としての身分またはキャリアに影響する専断的行為から十分に保護されなければならない。

◆専門職としての行為の違反に関する懲戒処分

四十七 専門職としての行為違反の責を負うべき教員に適用される懲戒措置は明確に規定されなければならない。懲戒手続、およびすべての決定された措置は、授業活動の禁止が含まれているか、あるいは生徒の保護または福祉がそれを必要とする場合を除いて、その教員がそれを要求するときのみ公表されなければならない。

四十八 懲戒を提案し、ないしは適用する資格を有する当局ないし機関は、明確に指定されなければならない。

四十九 教員団体は、懲戒問題を扱う機関の設置にあたって、協議にあずかるなければならない。

五十 すべての教員は、一切の懲戒手続の各段階で公平な保護をうけなければならない。とくに、

(a) 懲戒の提起およびその理由を文書により通知される権利

(b) 事案の証拠を十分に入手する権利

(c) 教員が弁護準備に十分な時間を与えられ、自らを弁護し、または自己の選択する代理人によって弁護を受ける権利

(d) 決定およびその理由を書面により通知される権利

(e) 明確に指定された権限ある当局または機関に不服を申し立てる権利

五十一 懲戒からの保護、ならびに懲戒それ自体の効果は、その教員が、同僚の参加のもとで判定をうける場合、非常に高まる、ということ当局は認識しなければならない。

五十二 右の第四十七項から第五十一項の諸規定は、刑法のもとで処罰される行為に対して、国内法規に従って通常適用される手続にいかなる意味でも影響を及ぼすものではない。

◆健康診断

五十三 教員は定期健康診断をうけることを要求されるべきであり、それは無料で行なわれなければならない。

◆家庭の責任をもつ女子教員

五十四 結婚が女子教員の採用または雇用の継続の障害とみなされてはならず、また報酬、その他の労働条件に影響してはならない。

五十五 使用者は、妊娠および母性休暇の故をもって、雇用契約を解除することを禁止されなければならない。

五十六 家庭の責任をもつ教員の子どもの面倒を見るため、望ましい場合に

は、保育者、託児所等の特別の便宜が考慮されなければならない。

五十七 家庭の責任をもつ女子教員が居住地域で勤務できるようにし、また夫婦とも教員である者は、近接する学区あるいは同 学区および同一学校で勤務できるようにするための措置が講じられなければならない。

五十八 適切な条件のもとでは、定年前に離職した、家庭の責任をもつ女子教員は、再び教職に戻るよう奨励されなければならない。

◆非常勤の勤務

五十九 当局と学校は、必要な場合には、何らかの理由からフルタイムで勤務することのできない有資格教員によるパートタイムの勤務の価値を認識しなければならない。

六十 正規にパートタイムで雇用される教員は、

- (a) フルタイムで雇用される教員と比率的に同一報酬を受け、同一の基本的雇用条件を享受すべきであり、
- (b) 有給休暇、疾病休暇、母性休暇について、フルタイムで雇用される教員と同一の適格条件を前提として、同等の権利を与えられるべきであり、
- (c) 使用者による年金制度の適用を含めて、十分かつ適切な社会保障の保護を受ける権利を与えられるべきである。

八 教員の権利と責任

◆職業上の自由

六十一 教育職は専門職としての職務の遂行にあたって学問上の自由を享受すべきである。教員は生徒に最も適した教材および方法を判断するたの格別の資格を認められたものであるから、承認された教育課程基準の範囲で、教育当局の援助をうけて教材の選択と採用、教科書の選択、教育方法の採用などについて不可欠な役割を与えられるべきである。

六十二 教員と教員団体は、新しい課程、新しい教科書、新しい教具の開発に参加しなければならない。

六十三 一切の視学、あるいは監督制度は、教員がその職業上の任務を果たすのを助し、援助するように計画されるものでなければならず、教員の自由、創造性、責任感をそこなうようなものであってはならない。

六十四 (1) 教員の仕事を直接評価することが必要な場合には、その評価は客観的でなければならない。また、その評価は教員に知らされなければならない。

(2) 教員は、不当と思われる評価がなされた場合に、それに対して異議を申し立てる権利をもたなければならない。

六十五 教員は、生徒の進歩を評価するのに役立つと思われる評価技術を自由に利用できなければならない。しかし、その場合、個々の生徒に対していかなる不公平も起こらないことが確保されなければならない。

六十六 当局は、各種の課程および多様な継続教育への個々の生徒の適合性に関する教員の勧告を、正当に重視しなければならない。

六十七 生徒の利益となるような、教員と父母の密接な協力を促進するために、あらゆる可能な努力が払われなければならないが、しかし、教員は、本来教員の専門職上の責任である問題について、父母による不正または不当な干渉から保護されなければならない。

六十八 (1) 学校または教員に対して苦情のある父母は、まず第一に学校長または関係教員と話し合う機会を与えられなければならない。さらに苦情を上級当局に訴える場合はすべて文書で行なわれるべきであり、その文書の写しは当該教員に与えられなければならない。

(2) 苦情調査は、教員が自らを弁護する正当な機会を与えられ、かつ、調査過程は公開されてはならない。

六十九 教員は、生徒を事故から守るため最大の注意を払わねばならないが、教員の雇用主は、校内ないし校外における学校活動の中で生じた生徒の傷害のさいに教員に損害賠償が課せられる危険から教員を守らねばならない。

◆教員の責任

七十 すべての教員は、専門職としての地位が教員自身に大きくかかっていることを認識し、そのすべての専門職活動の中で最高の水準を達成するよう努力しなければならない。

七十一 教員の職務遂行に関する専門職の基準は、教員団体の参加のもとで定められ維持されなければならない。

七十二 教員と教員団体は、生徒の利益、教育事業の利益および社会全体の利益のために当局と十分協力するよう努力しなければならない。

七十三 倫理綱領ないし行動綱領は教員団体によって確立されなければならない。なぜなら、この種の綱領はこの専門職の威信を確保し、また合意された原則にしたがった専門職の遂行を確保するうえで大きく貢献するからである。

七十四 教員は、生徒および成人の利益のために課外活動に参加する用意が

なければならない。

◆教員と教育事業全体との関係

七十五 教員がその責任を果たすことができるようにするため、当局は教育政策、学校機構、および教育活動の新しい発展等の問題について教員団体との間に承認された協議手段を確立し、かつ、定期的にこれを運用しなければならない。

七十六 当局と教員は、教育事業の質の向上のために設けられた措置、教育研究、新しく改善された教育方法の発展と普及に教員がその組織を通じ、またその他の方法によって、参加することの重要性を認識しなければならない。

七十七 当局は、一つの学校ないしより広い範囲にわたり、同一教科担任教員の協力を促進することを企図する研究会の設立とその活動を容易にすべきであり、この種の研究会の意見や提案はこれを正当に考慮しなければならない。

七十八 教育事業の各方面に責任をもつ行政職員およびその他の職員は、教員と健全な関係を保つよう努力すべきであり、また、教員の側もこれら職員に対して同様でなければならない。

◆教員の権利

七十九 教員の社会的および公的生活への参加は、教員の人間的發展における利益、教育事業の利益および社会全体の利益という観点から、奨励されなければならない。

八十 教員は市民が一般に享受する一切の市民の権利を自由に行使すべきであり、かつ、公職に就く権利をもたなければならない。

八十一 公職につく要件として、教員が教育の職務をやめなければならないことになっている場合、教員は、先任権、年金のために教職にその籍を保持し、公職の任期終了後には、前職ないしは、これと同等のポストに復帰することが可能でなければならない。

八十二 教員の賃金と労働条件は、教員団体と教員の雇用主の間の交渉過程を通じて決定されなければならない。

八十三 法定の、または任意の交渉機構を通じてその公的または私的雇用主と交渉を行う権利が保障されなければならない。

八十四 雇用条件等から生じる教員と雇用主の間の争議の解決にあたるため、適切な合同の機構が設置されなければならない。もしこの目的のために設

けられた手段と手続が使い尽くされ、あるいは当事者間の交渉が行き詰まった場合、教員団体は、他の団体がその正当な利益を保護するため普通もっているような他の手段をとる権利をもたなければならない。

九 効果的な授業と学習のための条件

八十五 教員は価値のある専門家であるから、教員の仕事は、教員の時間と労力が浪費されないように組織され援助されなければならない。

◆学級規模

八十六 学級規模は、教員が生徒一人ひとりに注意を払うことができるようなものでなければならない。時には矯正教育などを目的とする小グループまたは個人授業の措置を講じ、または時には視聴覚教具を使用する大グループ授業の措置を講じることでもできる。

◆補助職員

八十七 教員がその専門的職務に専念することができるよう、学校には授業以外の業務を処理する補助職員を配置しなければならない。

◆教授用具

八十八 (1) 当局は、教員と生徒に最新の教具を提供しなければならない。このような教具は教員を代用するものとしてではなく、教授の内容を向上させ、より多くの生徒に教育の利益を施すための手段とみなされなければならない。

(2) 当局はこの種の教具の利用についての研究を助長しなければならない、また教員がこのような研究に積極的に参加するように奨励しなければならない。

◆労働時間

八十九 教員が一日あたり、また一週あたり労働することを要求される時間は、教員団体と協議して定められなければならない。

九十 授業時間を決定するにあたっては、教員の労働負担に関係するつぎのようなすべての要因を考慮に入なければならない。

- (イ) 教員が一日あたり、一週あたりに教えることを要求される生徒数
- (ロ) 授業の十分な立案と準備ならびに評価のために要する時間
- (ハ) 毎日教えるようにわかれてられる異なる科目の数
- (ニ) 教科関係 課外活動 監督任務および生徒への助言(カウンセリング)などへ参加するために要する時間

(※) 教員が生徒の進歩について父母に報告し、相談することのできる時間をとることが望ましいということ

九十一 教員は現職教育の課程に参加するために必要な時間を与えられなければならない。

九十二 課外活動への参加が教員の過重負担となつてはならず、また教員の本務の達成を妨げるものではあつてはならない。

九十三 学校での授業に追加される特別な教育の責任を課せられる教員は、それに応じて通常の授業時間を短縮されなければならない。

◆年次有給休暇

九十四 すべての教員は、給与全額支給の適正な年次休暇をもつ権利を享受しなければならない。

◆研修休暇

九十五 (1) 教員は給与全額または一部支給の研修休暇をとるとき与えられなければならない。

(2) 研修休暇の期間は、先任権および年金のための在職期間に通算されなければならない。

(3) 人口集中地帯からかけ離れ、公共当局によつてそのように認められている地域に住む教員は、他の教員よりひんばんに研修休暇を与えられなければならない。

◆特別休暇

九十六 二国間および多国間文化交流の枠内で与えられる休暇期間は、勤務と考えられなければならない。

九十七 技術援助計画に従事する教員は、休暇を与えられなければならない。そして母国における彼らの先任権、昇任資格および年金権は守られなければならない。さらに、彼らの臨時出費をつくう特別の措置を講じなければならない。

九十八 外国からの客員教員も、同様に母国から休暇を与えられなければならない。彼らの先任権および年金権は守られなければならない。

九十九 (1) 教員は、彼らの団体の活動に参加できるように給与全額支給の休暇を随時与えられなければならない。

(2) 教員は、彼らの団体の役職につき権利を有するべきであり、この場合、彼らは公職につき教員と同等の諸権利をもたなければならない。

百 教員は、雇用に先立つて行なわれた取り決めにしたがつて、正当な個人

的理由によつて、給与全額支給の休暇を与えられなければならない。

◆病気休暇と出産休暇

百一 (1) 教員は有給の病気休暇の権利を与えられなければならない。

(2) 給与の全額あるいは一部を支払われる期間を決定するにあつては、教員を長期にわたつて生徒から隔離することが必要な場合があることを考慮しなければならない。

百二 国際労働機関によつて定められた母性保護の分野における諸基準、とくに一九一九年の母性保護条約、一九五二年の母性保護条約(改定)は、本勧告の第二百二十六項の諸基準と同じく、これを実施しなければならない。

百三 子どもをもつ婦人教員は、退職することなく、かつ、雇用から生ずるすべての権利を完全に保護されて、出産後一年まで追加の無給休暇を、要求によつて取得することができるような措置により、教職にとどまることを奨励されなければならない。

◆教員の交流

百四 当局は教育活動にとつても、教員自身にとつても、外国との専門的、文化的交流および、教員の外国旅行が大きな価値をもっていることを認識しなければならない。また当局は、このような機会を拡げるよう努力し、かつ、個々の教員が外国で得た経験を考慮しなければならない。

百五 このような交流の希望者の募集は、いかなる差別もなしに行なわれなければならない。また、関係者はいずれか特定の政治的見解を代表するものとみなされるべきではない。

百六 外国で研究し、教えるために旅行する教員は、そうするための十分な便宜と、彼らの職と地位に対する適切な保障を与えられなければならない。

百七 教員は、外国で得た教育上の経験を、教員の同僚とわかち合うことを奨励されなければならない。

◆校舎

百八 校舎は安全で全体のデザインが魅力的であり、また配置において機能的に校舎はならない。校舎は効果的な教授、課外活動に役立つものでなければならない。校舎は、定められた衛生基準にしたがつて、また耐久性、適応性および容易かつ経済的な維持という観点から建設されなければならない。

百九 当局は、生徒と教員の健康と安全を、いかなる点でもおびやかすこと

のないように、学校施設、校舎が適正に維持されることを保障しなければならない。

百十 新しい学校を立案する時には、教員代表の意見を聞かなければならない。既存の学校に施設を新築するかあるいは増築する場合は関係学校の教職員と協議しなければならない。

◆農村または僻地に勤務する教員のための特別措置
百十一

(1) 人口集中地帯から分離、公共当局によってそのように認められている地域に勤務する教員とその家族に対しては、無料または家賃補助のある相応な住宅が提供されなければならない。

(2) 教員が、その通常の教育の仕事のほかに地域社会活動を刺激、促進することを期待されている国ぐにでは、その開発計画に、教員のための適當な宿泊設備の用意が含まなければならない。

百十二 (1) 僻地の学校への任命あるいは転動にあたって、教員には自身とその家族の移転および旅行の費用が支払われなければならない。

(2) このような地域に住む教員には、必要な場合、彼らの専門職としての水準の維持を可能にさせるための特別の旅行の便宜を与えなければならない。

(3) 僻地に転任された教員は、誘引策として、休暇で年に一度帰郷する際の旅費を支払われるべきである。

百十三 教員が特殊の困難にさらされる場合は、つねに特別困難手当の支給によって教員に補償すべきであり、このような手当は、年金計算の基礎となる収入に含まなければならない。

十 教員の給与

百十四 教員の地位に影響する様々な要因のなかでも、給与はとくに重要視しなければならない。なぜならば、今日の世界的状況の中では教員に与えられる地位(standing)または尊敬、彼らの機能の重要性についての評価の程度等の諸要因は、他の対応する専門職の場合と同様、主として教員のおかれている経済的状態にかかっているからである。

百十五 教員の給与は

(イ) 教員が教職についたときから彼らに課されるあらゆる種類の責任を反映しなければならぬと同時に、教育機能の社会に対する重要性、したがつて教員の重要性を反映しなければならない。

(ロ) 類似のあるいは同等の資格を要求される他の職業に支払われる給与とくらべて遜色があつてはならない。

(ハ) 彼ら自身と家族のために適正な生活水準を確保するとともに、研修の積み重ねあるいは教養活動を続け、もつて彼らの専門職としての資質を向上するに足るものでなければならない。

(ニ) ある種のポストは、より高い資質と経験を必要とし、より大きな責任をもたぬという事実を考慮しなければならぬ。

百十六 教員は、教員団体との合意によって定められた給与表にもとづいて給与を支払われなければならない。いかなる場合にも、有資格の教員には、その試用期間中あるいは臨時採用中に、正式に雇用された教員を対象として規定されたものより低い給与表によって給与を支払ってはならない。

百十七 給与構造は、異なる教員集団の間のまさつを起す原因となる不公平や変則性を生じないように計画されなければならない。

百十八 最高授業時間数が定められている場合、正規の時間数を通常最高限を超える教員は、承認された給与表にもとづいて追加の報酬をうけなければならない。

百十九 給与差は、資格水準、経験年数、責任度などの客観的な基準にもとづいたものであり、最低給与と最高給与の関係は、合理的な性格のものでなければならない。

百二十 いかなる学位もたない職業科あるいは技術科の教員を基本給与表に格付けする場合には、その実際の訓練と経験の価値に対する手当が支給されなければならない。

百二十一 教員の給与は一年を基準として算出されなければならない。

百二十二 (1) 定期的な、なるべく年一回の給与増加による同一等級内の昇格を規定しなければならない。

(2) 基本的給与表の最低額から最高額に達する期間は、十年ないし十五年をこえてはならない。

(3) 試用あるいは臨時採用期間中の勤務に対しても、昇給を教員に与えなければならない。

百二十三 (1) 教員の給与表は、生活費の値上り、国内における生活水準の向上をみびく生産性の増加、資金あるいは給与水準の全般的上昇動向などの要因を考慮に入れて定期的に再検討されなければならない。

(2) 生活費指数にしたがつて、給与を自動的に調整する制度を採用してい

る国では、どの指数をとるかは、教員団体の参加のもとに決定しなければならない。そして、支給される生活手当は、すべて年金計算の基礎となる収入に含まれるものとみなされなければならない。

百二十四 給与決定を目的としたいかなる勤務評定制度も、関係教員団体との事前協議およびその承認なしに採用し、あるいは適用されてはならない。

十一 社会保障（略）

十二 教員の不足（略）

十三 最終規定（略）

◇期待される人間像（中教審答申「別記」）

（一九六六・一〇・三一）
中央教育審議会答申「後期中等教育の拡充整備について」の「別記」

まえがき

この「期待される人間像」は、「第一部 当面する日本人の課題」と「第二部 日本人にとくに期待されるもの」から成っている。

この「期待される人間像」は、「第一 後期中等教育の理念」の「二 人間形成の目標としての期待される人間像」において述べたとおり、後期中等教育の理念を明らかにするため、主体としての人間のあり方について、どのような理想像を描くことができるかを検討したものである。以下に述べるところのものは、すべての日本人、とくに教育者その他人間形成の任に携わる人々の参考とするためのものである。

ここに示された諸徳性のうち、どれをとって青少年の教育の目標とするか、またその表現をどのようにするか、それはそれぞれの教育者あるいは教育機関の主体的な決定に任せられていることである。しかし、日本の教育の現状をみると、日本人としての自覚をもった国民であること、職業の尊厳を知り、勤労の徳を身につけた社会人であること、強い意志をもった自主独立の個人であることなどは、教育の目標として、じゅうぶんに留意されるべきものと思われる。ここに示したのは人間性のうちにおける諸

徳性の分布地図である。その意味において、これは一つの参考になるであろう。

(2) 古来、徳はその根源において一つであるとも考えられてきた。それは良心が一つであるのと同じである。以下に述べられた徳性の数は多いが、重要なことはその名称を暗記させることではない。むしろその一つでも二つでも、それを自己の身につけようと努力させることである。そうすれば他の徳もそれとともに呼びさまされてくるであろう。

第一部 当面する日本人の課題（略）

第二部 日本人にとくに期待されるもの（略）

以上が今日の日本人に対する当面の要請である。われわれは、これらの要請にこたえうる人間となることを期さなければならない。しかしそのような人間となることは、それにふさわしい恒常的かつ普遍的な諸徳性と実践的な規範とを身につけることにほかならない。つきに示すものが、その意味において、今後の日本人にとくに期待されるものである。

第4章 国民として

1 正しい愛国心をもつこと 今日世界において、国家を構成せず国家に所属しないいかなる個人もなく、民族もない。国家は世界において最も有機的であり、強力な集団である。個人の幸福も安全も国家によるところがきわめて大きい。世界人類の発展に寄与する道も国家を通じて開かれているのが普通である。国家を正しく愛することが国家に対する忠誠である。正しい愛国心は人類愛に通ずる。

真の愛国心とは、自国の価値をいつそう高めようとする心がけであり、その努力である。自国の存在に無関心であり、その価値の向上に努めず、ましてその価値を無視しようとすることは、自国を憎むことともなろう。われわれは正しい愛国心をもたなければならない。

2 象徴に敬愛の念をもつこと 日本の歴史をふりかえるならば、天皇は日本国および日本国民統合の象徴として、ゆるがぬものをもっていたことが知られる。日本国憲法はそのことを、「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く」という表現で明確に規定したのである。もともと象徴とは象徴されるものが実体としてあつてはじめて象徴としての意味をもつ。そしてこの際、象徴としての天皇の実体をなすものは、日本国および日本国民の統合という